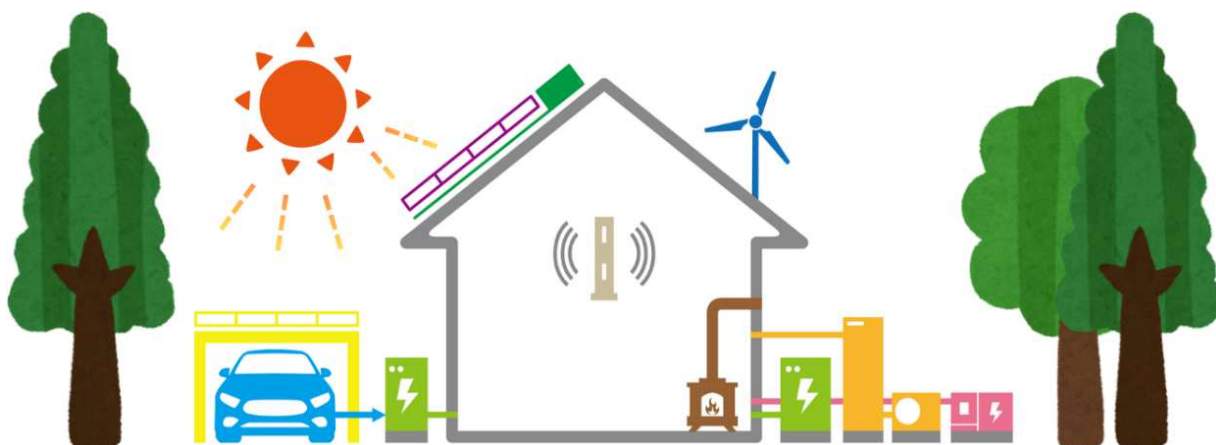




令和8年度 南部町 家庭用発電設備等導入推進補助金 交付申請の手引き



お問い合わせ先・申請書等郵送先

南部町 町民生活課（天萬庁舎）

電話：0859-64-3781

（平日 午前9時から12時、午後1時から5時まで）

〒683-0201

鳥取県西伯郡南部町天萬558番地

目次

1. 補助事業の概要

- ◆補助事業の名称 ◆補助事業の目的 ◆補助対象期間(申請受付) …3ページ
- ◆補助対象設備 ◆補助対象者 …3ページ
- ◆補助金のメニュー・金額 …4～5ページ

2. 補助金交付の手続きについて

- ◆補助金交付手続きフロー …6ページ
- ◆交付申請受付期間 ◆実績報告書類・請求書受付期間
- ◆申請・報告手続きの問い合わせ先 ◆申請・報告書類の提出先 …7ページ

3. 補助対象者

- ◆補助対象者となる方 …8ページ

4. 申請方法

- ◆交付申請書類の提出・交付決定について …9ページ
- ◆変更承認書類の提出・承認について
- ◆実績報告書類の提出・補助金の確定、請求書提出・入金について …10ページ

5. 様式集・記入例

- ◆交付申請書(様式第1号) …11ページ
- ◆事業計画書(様式第2号) …12ページ
- ◆収支予算書(様式第3号) …13ページ
- ◆誓約書兼同意書(様式第4号) …14ページ
- ◆変更申請書(様式第6号) …15ページ
- ◆実績報告書(様式第8号) …16ページ
- ◆請求書(様式第10号) …17ページ
- ◆蓄電池 対象機器チェックリスト …18ページ
- ◆高効率給湯器省Co2計算シート(南部町版) …19ページ

6. 補助金交付後について

- ◆法定耐用年数について ◆適切な廃棄について …20ページ

7. 相談窓口について

- ◆相談窓口 ◆そのほか専門機関一覧 …21ページ

1. 補助事業の概要

補助事業の名称

「南部町家庭用発電設備等導入推進補助金」

補助事業の目的

町民の皆さまによる再生可能エネルギーへの転換、省エネルギー設備等の導入に予算の範囲内で補助金を交付することで、地域の脱炭素化の取り組みを促し、2030年度「温室効果ガス排出削減目標の達成」および、2050年度「南部町のゼロカーボン社会実現」を目的にしております。

また鳥取県内の産業振興を促し、自然環境に配慮したエネルギーの地域循環の仕組みをつくることで、エネルギー消費代金(光熱費)の域外流出を防ぎ、地域経済の成長発展を推進します。

なお、この補助金は、一部において環境省の重点対策加速化事業「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」、鳥取県の地域エネルギー社会構築支援事業「鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金」を活用します。環境省および鳥取県から南部町へ交付される上記交付金を財源とし、本補助事業への交付申請を行う町民の皆さまへ町より補助金を交付する「間接補助」となります。

補助対象期間(申請受付)

- ・毎年度5月初旬頃～翌1月末(重点対策加速化事業交付金は令和11年度まで ※予定)
- ・詳細は7ページをご覧ください。

補助対象設備

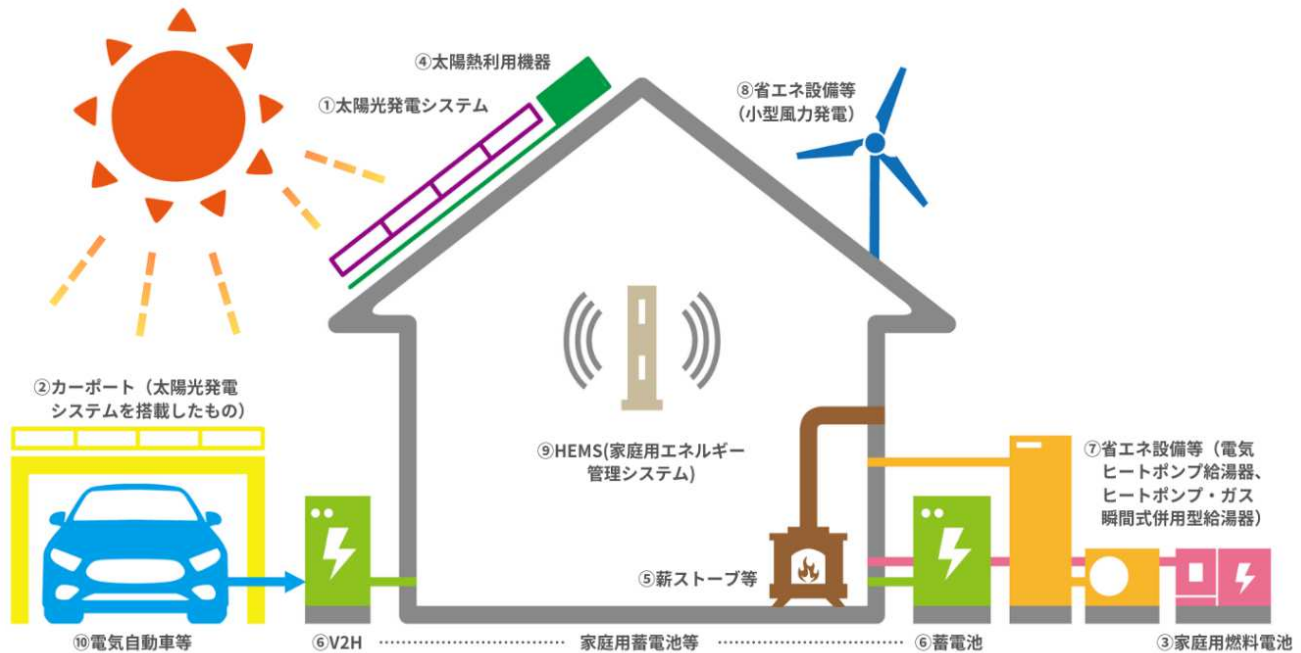
- ・住宅用太陽光発電システム、太陽光発電設備を搭載したカーポート、家庭用燃料電池、太陽熱利用機器、薪ストーブ等、家庭用蓄電池、電気自動車充電設備(V2H)、省エネ設備等(電気ヒートポンプ給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器)、小型風力発電、HEMS(家庭用エネルギー管理システム)、電気自動車等
- ・詳細は4～5ページをご覧ください。

補助対象者

- ・南部町に住所を有し、南部町内の個人用住宅(店舗等との併用住宅を含む)に対象設備を導入する方 ※実績報告時に住民登録があれば対象
- ・詳細は8ページをご覧ください。

補助金のメニュー・金額

・補助額は、1,000円未満を切り捨てた額になります。



① 太陽光発電システム 最大出力1kWあたり 10万 円(上限 60万円)

※FIT・FIP制度の認定を取得しないこと

※発電量の30%以上を自家消費すること

※増設の場合、既設との最大出力合計が10kW未満であること(カーポート等含む)

※同一対象設備を補助対象とした国補助金との併用はできません。

② ソーラーカーポート 対象経費 1/3 (上限 60万円)

※FIT・FIP制度の認定を取得しないこと

※発電量の30%以上を自家消費すること

※同一対象設備を補助対象とした国補助金との併用はできません。

③ 家庭用燃料電池 対象経費 1/2 (上限 12万円)

④ 太陽熱利用機器 対象経費 2/3 (上限 20万円)

※JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の機能を有すること

※同一対象設備を補助対象とした国補助金との併用はできません。

⑤ 薪ストーブ等 対象経費(本体と煙突) 2/3 (上限 20万円)

⑥ 家庭用蓄電池等

(1) 定置用リチウムイオン蓄電システム

○ FIT・FIP制度の認定を受ける太陽光発電システムと接続する場合

蓄電容量1kWhあたり **7.5万**円 (上限 **40万**円)

○ FIT・FIP制度の認定を受けない太陽光発電システムと接続する場合

蓄電容量1kWhあたり **10万**円 (上限 **65万**円)

※10kW未満の太陽光発電と連携するものであること

※20kWh以下であること

≪太陽光発電システムと同時申請の場合≫

※同一対象設備を補助対象とした国補助金との併用はできません。

12.5万円/kWh(工事費込・税抜)以下の蓄電池パッケージになるよう努めること

(2) 充放電設備(V2H)

対象経費 **1/2** (上限 **20万**円)

※同一対象設備を補助対象とした国補助金との併用はできません。

○電気自動車を同時に導入する場合

上限 **50万**円

⑦ 省エネ設備等(電気ヒートポンプ給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器)

対象経費 **1/2** (上限 **10万**円)

※従来の給湯器等に対して30%以上の省CO2効果があるもの

→申請時に「高効率給湯器省Co2計算シート(南部町版)」提出

※同一対象設備を補助対象とした国補助金との併用はできません。

⑧ 省エネ設備等(小型風力発電)

対象経費 **1/2** (上限 **7.5万**円)

⑨ HEMS(家庭用エネルギー管理システム)

上限 **2万**円

⑩ 電気自動車等

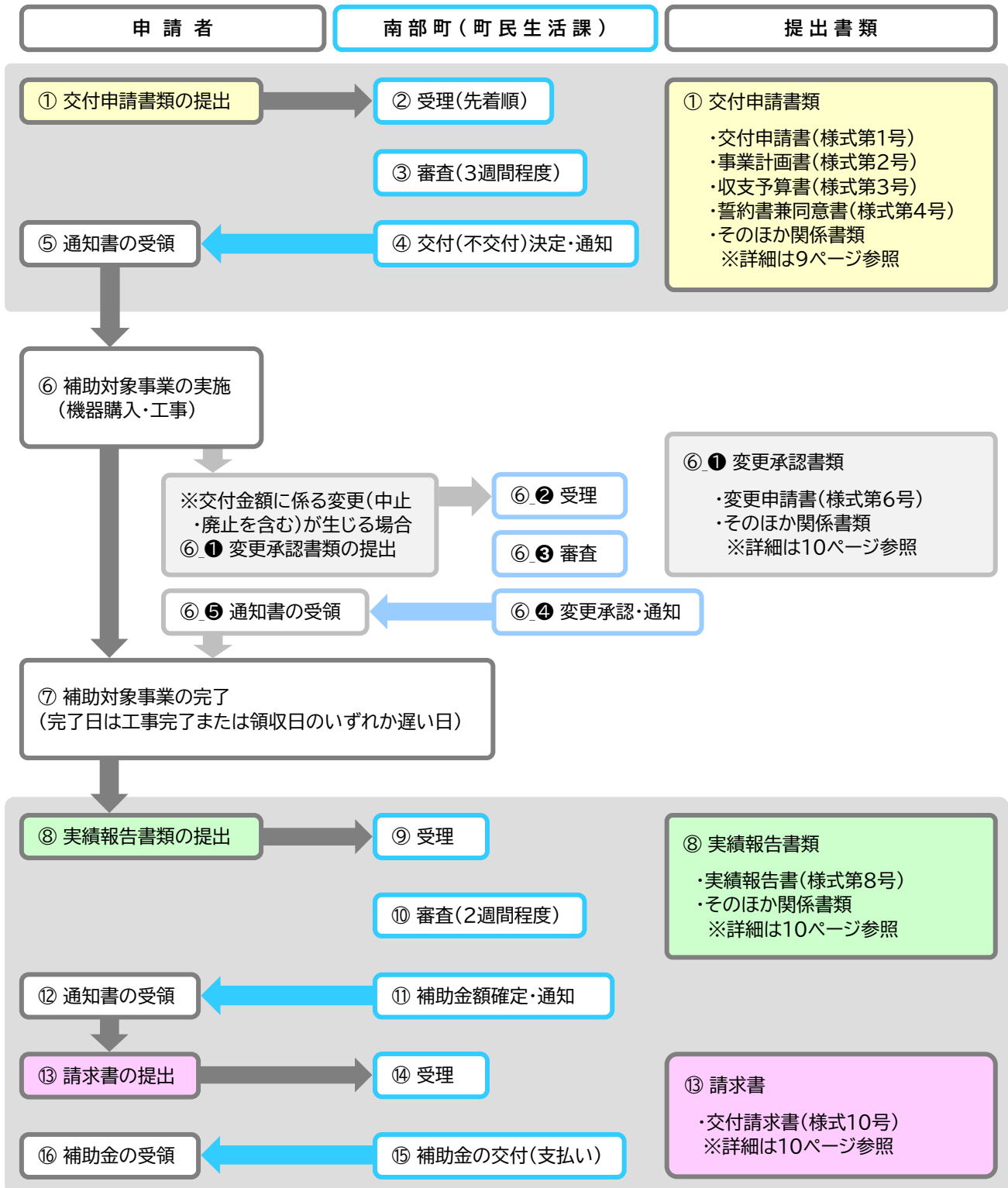
蓄電容量 **1/2** × **4万**円 (CEV補助額を上限とする)

※同一対象設備を補助対象とした国補助金との併用はできません。

2. 補助金交付の手続きについて

補助金交付手続きフロー

- ・補助要件を確認し、着工前に申請してください。すでに工事が完了している場合や交付決定前に工事に着手した場合は、補助の対象となりません。
- ・補助金の交付申請から受け取りまでの流れは以下のようになります。





交付申請受付期間

交付申請受付期間：令和8年5月12日(火)～
令和9年1月29日(金)午後5時まで

- ・補助金を受ける場合、上記期間内に交付申請書(添付書類含む)の提出をお願いします。すべての書類を揃えて提出することが難しい場合は、事前にお問い合わせください。
- ・先着順で受付を行い、予算額に達した時点で受付終了となります。原則、翌年度への繰り越し申請はできませんので、お早めに申請をお願いします。

実績報告書類・請求書受付期間

実績報告受付期間：補助対象事業の完了後30日以内、または
令和9年2月26日(金)午後5時までの「いずれか早い日」

- ・補助対象事業の完了後、上記期間内に実績報告書(添付書類含む)の提出をお願いします。すべての書類を揃えて提出することが難しい場合は、事前にお問い合わせください。

申請・報告手続きの問い合わせ先

南部町 町民生活課 (天萬庁舎)
〒683-0201 鳥取県西伯郡南部町天萬558番地
電話:0859-64-3781
(平日 午前9時から12時、午後1時から5時まで)

申請・報告書類の提出先

- ・交付申請、実績報告書類(関係資料含む)各1部を窓口を持参または郵送してください。
- ・補助項目(メニュー)ごとに交付申請、実績報告書類が必要です。
- ・年度の予算に限りがあり、「先着順」の受付に公平を期すことから、窓口での受付を「先着順」の基準とします。ご理解の程よろしくをお願いします。

《窓口》 平日 午前9時から午後5時まで

- 南部町 町民生活課 (南部町役場 天萬庁舎1階・法勝寺庁舎1階)
- 南部町 未来を創る課 (南部町役場 法勝寺庁舎1階)

《書類郵送先》

〒683-0201
鳥取県西伯郡南部町天萬558番地
南部町役場 町民生活課

3. 補助対象者について

補助対象者となる方

- ・南部町に住所を有し、南部町内の個人用住宅(店舗等との併用住宅を含む)に対象設備を導入する方。実績報告書類の提出時点までに南部町に転入することを条件に、現在南部町に居住していない方も、交付申請が可能です。
- ・下記の要件を満たしていることが必須です。

- (1) 南部町内に住所を有すること（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）により南部町の住民基本台帳に記録されていること）
※現在、南部町外に居住されている方は、実績報告書類の提出時点までに、南部町に転入すること
- (2) 町税等を滞納していないこと
※同一世帯員すべてが完納していること
- (3) ご自身で所有しない住宅に対象設備を設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾を得ていること
電力会社の契約も同じ。なお、ご自身(居住者)が補助金交付対象者であること
※二世帯住宅等でそれぞれの世帯で設備を設置する場合、世帯が分かれていることを住民票の写し等で確認できること、あわせて電力会社の契約が世帯ごとで分かれていることを条件として、それぞれでの申請は可能です
- (4) 申請者が発注する事業者、設置工事を行う事業者はいずれも県内事業者であること
- (5) 暴力団等の反社会勢力と関係を有していないこと

※補助要件を確認し、着工前に申請してください。すでに工事が完了している場合や交付決定前に工事に着手した場合は、補助対象外となります

※太陽光発電設備（ソーラーカーポート等含む）等を設置する場合、1世帯につき10kWを超える設備は補助対象外となります

※既に太陽光発電設備（ソーラーカーポート等含む）等を設置している場合で、増設や取り換えの場合は事前にご相談ください。増設の場合、既設分との出力合計が10kWを超える場合は補助対象外となります。導入推進の趣旨を踏まえ、取り換えの場合は新設とはなりません、一部補助対象となる場合があります。事前にお問い合わせください

※太陽光発電設備設備（ソーラーカーポート等含む）は、補助事業完了後の12ヶ月間以上の太陽光発電設備の自家消費率等の報告が必要です。自家消費率が30%未満の場合は、補助金を返還していただくことがあります。

※同一対象設備を補助対象とした国補助金とは併用ができません。
詳しくは事前にお問い合わせください

4. 申請方法

交付申請書類の提出・交付決定について

- ・交付申請受付期間内(7ページ参照)に、交付申請書類の提出をお願いします。補助金のメニュー(4・5ページ参照)ごとに交付申請書類が必要です。各種様式はA4サイズ、ほか関係書類はA4またはA3サイズで提出してください。必要部数は各1部です。
- ・南部町にて交付申請書類を受理し、審査をおこなった後、申請者へ補助金交付(不交付)決定通知書を郵送します。補助対象事業の実施(機器購入・工事)については、原則、交付決定通知書を受領した後に実施していただくこととなります。

◆ 共通

- 交付申請書(様式第1号)
- 事業計画書(様式第2号)
- 収支予算書(様式第3号)
- 誓約書兼同意書(様式第4号)
- 契約書または見積書の写し
 - ※鳥取県内事業者について明記されているもの
 - ※交付申請額の根拠となる対象経費の内訳が明記されているもの
- 対象設備の仕様を説明する資料(カタログ、パンフレット等)の写し
 - ※「南部町家庭用発電設備等導入推進補助金交付要綱」別表第1欄の要件を満たすことが確認できるもの
- 対象設備に係る設置工事着工前の現況写真
- 対象設備に係る設置工事予定箇所(居住地)の位置図
- 寄付金その他の収入がある場合は、その内容が分かる書類の写し
- その他町長が必要と認める書類

◆ ① 太陽光発電システム ② ソーラーカーポート

- 発電量の30%以上を自家消費することがわかる資料
 - ※全量自家消費の場合、売電契約しない旨を記載ください

◆ ⑥ 家庭用蓄電池等 ※太陽光発電システムと同時設置の場合

- 蓄電池 対象機器チェックリスト

◆ ⑧ 省エネ設備等(電気ヒートポンプ給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器)

- 高効率給湯器省Co2計算シート(南部町版)

変更承認書類の提出・承認について

- ・中止、廃止を含め交付金額に係る変更が生じる場合、あらかじめ、変更承認申請書類を提出いただき、町より承認を受ける必要があります。協議の上、交付額の決定を行いますので、お早めにご相談ください。軽微な変更については変更承認申請書類提出の必要はありません。まずはお問い合わせください。
- ・補助金のメニュー(4・5ページ参照)ごとに変更承認書類が必要です。各種様式はA4サイズ、ほか関係書類はA4またはA3サイズで提出してください。必要部数は各1部です。
- ・南部町にて変更承認書類を受理し、審査を行った後、申請者へ変更承認通知書を郵送します。

◆ 共通

- 変更申請書(様式第6号)
- その他町長が必要と認める書類

実績報告書類の提出・補助金額の確定、請求書提出・入金について

- ・交付決定後に、補助対象事業に着手、実施(機器購入・工事)をしていただきます。
- ・対象設備の支払いまたは工事完了から30日以内、または各年度の2月末の「いずれか早い日」(7ページ参照)までに、実績報告書類の提出をお願いします。補助金のメニュー(4・5ページ参照)ごとに実績報告書類が必要です。各種様式はA4サイズ、ほか関係書類はA4またはA3サイズで提出してください。必要部数は各1部です。
- ・各書類の記入については記入例を参考にしてください。
- ・南部町にて実績報告書類を受理し、審査を行った後、申請者へ補助金額確定通知書を郵送します。補助金額の確定後、請求書を提出してください。その後、申請者へ入金を行う形となります。

◆ 共通

- 実績報告書(様式第8号)
- 請求書(様式第10号)
- 対象設備及び設置に要した経費の領収書およびその内訳書の写し
- 対象設備の設置状態を示す写真および対象設備が設置された住宅全体の現況写真
- その他町長が必要と認める書類

◆ ① 太陽光発電システム ② ソーラーカーポート

- パワーコンディショナーの形状及び製造番号等を示す写真
- 電力会社と電力受給契約を締結したことが分かる書類または締結予定であることが分かる書類の写し

※電力受給契約を締結しない場合は不要

5. 様式集・記入例

交付申請書(様式第1号)

・補助金のメニュー(4・5ページ参照)ごとに交付申請書が必要です。

※【B】…提出時点の住所

町外の方は「南部町」を修正

※【D】…日中連絡がとれる電話番号

様式第1号(第4条関係)

※【A】…提出日、和暦で記入

【A】令和●年●月●日

南部町長 様

申請者	住所	南部町	【B】
	氏名		【C】
	電話番号		【D】

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金交付申請書

【E】令和8年度において標記補助金を下記のとおり受けたいので南部町補助金等交付規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

※【F】…「補助金のメニュー・金額」を参照し、算定額を記入

記

交付申請額	_____	円
対象設備名	_____	

添付書類

- 1 契約書及び見積書の写し
- 2 対象設備の仕様を説明する資料の写し
- 3 設置工事着手前の現況写真
- 4 設置予定箇所の位置図
- 5 誓約書兼同意書(様式第4号)
- 6 その他町長が必要と認めた書類

※【G】…補助金のメニュー名を記入

私は、本申請に伴い、私の町税等(町税、保育料、水道料、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、給食費)の納付の状況について、確認されることに同意します。

氏名 _____ 【C】に同じ

事業計画書(様式第2号)

・補助金のメニュー(4・5ページ参照)ごとに事業計画書が必要です。

「1 住宅用太陽光発電」…①② 「2 太陽熱利用機器」…④ 「3 家庭用蓄電池」…⑥ 「4 省エネ設備等」…③⑤⑦⑧⑨ 「5 電気自動車等」…⑩ ※数字は補助金のメニュー番号

※【H】…太陽光パネルの合計出力またはパワーコンディショナーの出力のどちらか小さい方の値(小数点第2位まで)

様式第2号 (第4条関係)

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金事業計画書

1 住宅用太陽光発電

設置場所	南部町		
工事着工日(予定)		工事完了日(予定)	
出力合計	【H】		. kW

2 太陽熱利用機器

設置場所	南部町		
工事着工日(予定)		工事完了日(予定)	
太陽集熱器	メーカー名・型式		

3 家庭用蓄電池

設置場所	南部町		
工事着工日(予定)		工事完了日(予定)	
メーカー名・型式			
蓄電容量			. kWh
充放電設備	メーカー名・型式		

4 省エネ設備等

設置場所	南部町		
工事着工日(予定)		工事完了日(予定)	
メーカー名・型式			

5 電気自動車等

設置場所	南部町		
発注日(予定)	年 月 日	納車日(予定)	年 月 日
メーカー名・車名・型式			
蓄電容量			. kWh
外部給電	有 ・ 無		

※対象の項目を記入

収支予算書(様式第3号)

・補助金のメニュー(4・5ページ参照)ごとに収支予算書が必要です。

様式第3号(第4条関係)

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金収支予算書

※【I】…契約書または見積書で示す対象経費の合計金額(税抜)

事業費内訳

収 入 (円)		支 出 (円)	
項 目	金 額	項 目	金 額
自己負担額	【I】-【F】 円	設置(導入)費用	【I】 円
町補助金	【F】に同じ 円		
計	【I】に同じ 円	計	【I】に同じ 円

事業完了(予定)年月日

実施(予定)日	年	月	日
完了(予定)日	年	月	日

誓約書兼同意書(様式第4号)

・補助金のメニュー(4・5ページ参照)ごとに誓約書兼同意書が必要です。

様式第4号(第4条関係)

【A】に同じ 令和●年●月●日

南部町長 様

申請者 住 所 【B】に同じ
氏 名 【C】に同じ

誓約書兼同意書

私は、南部町家庭用発電設備等導入推進補助金の交付申請を行うにあたり、以下の件について誓約するとともに、要綱に定める必要な事項について南部町が調査することについて同意します。

- 1 私及び同居の親族は、市町村税を滞納していません。
- 2 対象設備が新築のために住所を有しない場合は、完成後速やかに転入手続きを行います。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号までに規定する暴力団の構成員ではありません。
- 4 偽りその他不正な行為を行った場合は、補助金を返還します。

変更申請書(様式第6号)

・補助金のメニュー(4・5ページ参照)ごとに変更申請書が必要です。

様式第6号(第6条関係)

※【J】…提出日、和暦で記入

【J】令和●年●月●日

南部町長 様

申請者

住所 南部町【K】
氏名 【C】に同じ
電話番号 【D】に同じ

※【K】…【J】提出時点の住所
町外の方は「南部町」を修正

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金変更申請書

※【L】…交付決定通知書の右上に記載の日付と文書番号を記入

【L】令和●年●月●日付発南第●●●●号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更したいので、南部町補助金等交付規則第11条第1項の規定により申請します。

記

補助金等の名称	南部町家庭用発電設備等導入推進補助金	
交付決定額	【F】に同じ	円
変更後の額	【M】	円
差引	【F】-【M】	円
変更の時期	令和●年●月	
変更の理由	※理由を記入	
添付書類	※必要に応じて別途書類添付	

※【M】…「補助金のメニュー・金額」参照し、変更後の算定交付額を記入

実績報告書(様式第8号)

・補助金のメニュー(4・5ページ参照)ごとに実績報告書が必要です。

様式第8号(第8条関係)

※【N】…提出日、和暦で記入

【N】令和●年●月●日

南部町長 様

申請者

住 所 南部町 【O】
氏 名 【C】に同じ
電話番号 【D】に同じ

※【O】…【N】提出時点の住所

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金実績報告書

※【P】…交付決定通知書または変更承認通知書の右上に記載の日付と文書番号を記入

【P】令和●年●月●日付発南第●●●●号による交付決定に係る事業の実績について、南部町補助金等交付規則第18条の規定により、下記のとおり報告します。

※【Q】…【I】に同じ、または変更承認時の提出書類で示した対象経費の合計金額(税抜)
記

※【R】…領収書およびその内訳書で示した対象経費の合計金額(税抜)

補助金等の名称	南部町家庭用発電設備等導入推進補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
	【Q】円	【S】円
実績	【R】円	【S】に同じ円
差引	【Q】-【R】円	0円
添付書類		

※【S】…【F】に同じ、または変更承認通知書記載の「変更交付決定額」を記入

※欄外に事業開始日(対象設備の工事着工日または領収日のいずれか早い日)と事業完了日(対象設備の工事完了日または領収日のいずれか遅い日)を記入



請求書(様式第10号)

・補助金のメニュー(4・5ページ参照)ごとに請求書が必要です。

様式第10号(第10条関係)

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金交付請求書

※【T】…補助金額確定通知書の「補助金の確定額」を記入

一金 【T】 円

※【U】…補助金額確定通知書の右上に記載の日付と文書番号を記入

【U】令和 ● 年 ● 月 ● 日付発南 第 ●●● 号をもって確定のあった南部町家庭用発電設備等導入推進補助金について、南部町補助金等交付規則第21条の規定により請求します。

※【V】…提出日(【U】の確定通知書受領日以降の日付)を記入

【V】令和 ● 年 ● 月 ● 日

南部町長 様

住 所 【W】

氏 名 【C】に同じ

※【W】…【N】提出時点の住所

蓄電池 対象機器チェックリスト

・補助金のメニュー(4・5ページ参照)①または②と⑥同時設置および申請の場合、必要です。

蓄電池 対象機器チェックリスト

対象となる蓄電池は、以下の要件を満たすものです。該当することを確認の上、☑を入力してください。

<機器要件>

- 20 kWh 以下:12.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下となるよう努めること。
- 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- 蓄電池パッケージ
 - (a) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
 - ※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。
 - ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
- 性能表示基準
 - 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。
 - (a) 初期実効容量
 - 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、JIS C 4413 を参照すること)
 - (b) 定格出力
 - 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。
 - (c) 保有期間
 - 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。
 - (d) 廃棄方法
 - 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。
【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」
 - (e) アフターサービス
 - 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。
- 蓄電池部安全基準
 - (a) JIS C 8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。
- 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)
 - (a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。
※JIS C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。
- 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)
 - (a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。
- 保証期間
 - (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。
※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。
※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。
※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。
※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。
※JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

※該当することを確認の上、チェックする

高効率給湯器省Co2計算シート(南部町版)

- ・補助金のメニュー(4・5ページ参照)⑦申請の場合、必要です。
- ・補助対象かどうか確認する際にも活用できます。

家庭用給湯機 CO₂削減計算シート

現在の使用状況に最も近いものを選択してください

ご家庭の人数	4~5人	(プルダウン)
--------	------	---------

※「(プルダウン)」の場合
項目から選択

給湯機の更新計画を入力してください

	更新前		更新後		
①給湯機の種類	灯油ボイラー		エコキュート		(プルダウン)
②メーカー	コロナ		ダイキン		(入力)
③型式	UIB-3030CX		EQ-N37XV		(入力)
④給湯機効率	0.70	※1	3.20	※1	(入力)

〈注意事項〉

※1 カタログ等で確認し入力ください。(例) 0.85

不明の場合はメーカーへご確認ください。

エコキュートはカタログから「年間給湯保温効率」または「年間給湯効率」を入力ください。

(例) 3.00

※2 新築の場合は、更新前をLPガスボイラーとしてください。

※3 灯油ボイラー、LPガスボイラー、電気温水器の給湯機効率が不明の場合は0.7としてください。

CO₂削減率

	更新前		更新後		
年間燃料消費量	673	L	1,491	kWh	(自動)
年間CO ₂ 排出量	1,685	kg	821	kg	(自動)
CO₂削減率			51.28	%	(自動)

補助事業の要件を満たしています

※30%下回る場合→ **補助事業の要件を満たしていません**

6. 補助金交付後について

設備導入後の実績報告について

・補助金を活用して太陽光発電設備を導入した場合、自家内で消費した電力量(kWh)が、当該設備で発電する電力量の「30%以上」(自家消費率)を保つことが環境省より求められています。そのため発電した電力量と自家消費率等の実績を確認するため 報告をしていただく 必要があります。

該当の方には町から報告書の提出を依頼しますので、データ等の提供を行ってください。

法定耐用年数について

・補助金を活用して導入後、今回導入した各設備については「法定耐用年数」に基づき、処分(廃棄・譲渡・転用等)の制限を受けます。2026年4月現在の法定耐用年数は、設置日から起算して、⑨HEMS(家庭用エネルギー管理システム)は「5年」、③家庭用燃料電池 ⑤薪ストーブ等 ⑥家庭用蓄電池等 ⑩電気自動車等は「6年」、②ソーラーカーポート ④太陽熱利用機器 ⑦省エネ設備等(電気ヒートポンプ給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器)は「15年」、①太陽光発電システム ⑧省エネ設備等(小型風力発電)は「17年」です。その間は廃棄や譲渡などの処分はできませんのでご注意ください。 ※数字は補助金のメニュー番号

・状況に応じて 処分期間 が異なる可能性もありますが、補助対象者が対象設備を導入した時点の法定耐用年数を基準とします。

適切な廃棄について

・太陽光発電設備については、2012年のFIT制度開始とともに日本国内で急増した太陽光パネルが、2030年代以降FIT制度終了とともに大量廃棄される問題が懸念されています。鳥取県でも太陽光発電の導入は増加傾向にあります。県内の太陽光発電量は2023年度で487.7百万MWh(メガワットアワー)、前年度比で事業用太陽光発電の導入が約30MW(メガワット)増加するなど、その規模は年々増加しています。廃棄については、「発電事業者」である所有者の皆さま一人ひとりが責任を持ち、適切な処理を行う必要があります。

・経済産業省(資源エネルギー庁)が公表している「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」の第5節では、本補助金の対象である「10kW未満の太陽光発電設備」についても「適切な撤去および処分の時期・方法、並びに必要な費用を見込んだ事業計画を策定するように努めること」とされています。発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施いただくよう、ご理解をお願いします。

・蓄電池については、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めることとされており、使用済み蓄電池を適切に廃棄、または回収する方法について対象機器の添付書類に明記されていること、または蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池分の添付書類に明記されており、これらに準じた適切な廃棄・リサイクルの実施をお願いします。

以上により、

寿命を迎えた太陽光発電設備・蓄電池の廃棄を行う際は、経済産業省(資源エネルギー庁)が公表している「廃棄等費用積立ガイドライン」も参考に、皆様ご自身で廃棄等にかかる費用を積み立て、将来的な計画も考慮しつつ、設備導入と補助金の活用をお願いします。

7. 相談窓口について

相談窓口一覧

・南部町では、新築・リフォーム・建て替えなどに係る住まいの相談窓口を設置しています。お気軽にご利用ください。

◆南部町住まいの総合窓口（耐震・断熱化・再エネ導入・空き家改修・三世代同居など各種相談・補助金申請受付）	
南部町 未来を創る課	南部町法勝寺377-1 南部町役場 法勝寺庁舎1階 ☎0859-66-3113 【受付時間 平日9:00~17:00】
◆南部町住まいの相談窓口（耐震・断熱化・再エネ導入・空き家改修・三世代同居など各種相談受付・補助金案内）	
特定非営利活動法人 なんが里山デザイン機構	南部町浅井938 南部町総合福祉センターいこい荘内 ☎0859-21-1595 【受付時間 平日9:00~17:00】
◆住まいと暮らしの相談窓口（相談受付・補助金案内、設計・施工業者とのマッチング）	
じゅう mado 米子	米子市両三柳2360-8 (株)ミヨシ産業内 ☎0859-38-8010 【受付時間 10:00~18:00、火・水曜日・祝日定休】

そのほか専門機関一覧

◆太陽光発電設備・蓄電池導入(PPA・リース・自己所有)について	
鳥取県地球温暖化防止活動推進センター ゼロカーボンとっとり 「とっとり太陽光ヘルプデスク」 (相談窓口)	☎070-4210-7328 ✉sun2eco-tottori.com 【受付時間 平日10:00~17:00(電話のみ)】 ※個別事業者の紹介や、あっせんを行うものではありません
◆再エネ特措法(FIT・FIP制度)及び再生可能エネルギーに係る支援制度について	
「再エネ特措法(FIT・FIP制度)及び 再生可能エネルギーに係る支援制度 に関するお問合せ窓口」	☎0570-057-333 ※一部のIP電話でつながらない場合は ☎044-952-7917 【受付時間 平日9:00~18:00】(土日祝、年末年始を除く)
◆50kW未満太陽光発電設備の認定申請について	
JPEA代行申請センター (JP-AC)	☎0570-03-8210 【受付時間 平日9:20~17:20】(土日祝、定休日を除く)

◎再生可能エネルギーについて

国	経済産業省(資源エネルギー庁)ホームページ「なっとく!再生可能エネルギー」 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/
県	鳥取県脱炭素社会推進課ホームページ https://www.pref.tottori.lg.jp/datsutanso/

・補助対象設備の導入において、勧誘や契約内容に関して疑問がある場合は、安易な契約行為はせず、「正確な情報を知る」「他社と見積金額を比較する」「専門家のアドバイスを受ける」など未然にトラブルを防ぐ行動が大切です。判断に迷った場合は、専門機関にご相談ください。



令和8年度 南部町家庭用発電設備等導入推進補助金ホームページ
<https://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/chouminseikatsuka/a110/v159/>

